

福 井 県

『福井県地域防災計画（原子力災害対策編）』の改定案 に関する県民パブリックコメント意見募集の結果

平成25年7月18日
福井県安全環境部危機対策・防災課

今回、「福井県地域防災計画（原子力災害対策編）」の改定案について、県民の皆様からご意見を募集したところ、次のようなご意見をいただきました。

県では、いただいたご意見を「福井県地域防災計画（原子力災害対策編）」の改定案および今後の施策の参考とさせていただきます。

- 1 募集期間
平成25年6月28日（金）～7月8日（月）
- 2 意見件数（意見提出者数）
2件（2名）
- 3 提出されたご意見の概要および県の考え方
別紙資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県安全環境部危機対策・防災課
TEL 0776-20-0236
FAX 0776-22-7617
E-mail kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp

福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定案に関する
県民パブリックコメント意見募集の結果

No.	意見の概要	県の考え方
1	<p>大学に関することが計画の改定案には記載されておらず、学生は全国から集まってきており、原子力防災に対する意識や土地勘もないため、計画においての大学への情報提供、避難誘導について十分な位置づけをお願いしたい。</p>	<p>原子力災害時における園児、児童、生徒および学生の安全を確保するため、今回の計画の改定案では、新たに、大学を含む学校等施設の管理者に対して、県および関係市町と連携し、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等について避難計画を作成することを求めています。</p> <p>また、情報提供については、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール等の様々な情報伝達手段を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の強化を図っていきます。</p>
2	<p>6歳以下の子どもに安定ヨウ素剤を配布しないのは何故ですか。</p>	<p>現時点で事前配布できる安定ヨウ素剤は丸薬となりますが、6歳以下の乳幼児は、国の「原子力災害時における安定ヨウ素剤予防服用の考え方について」（平成14年）において丸薬の服用は困難であるとされているため、事前配布の対象外としています。</p> <p>P A Z（5km圏）内の乳幼児については、安定ヨウ素剤を服用する必要がない早い段階において避難することとしています。</p> <p>また、P A Z（5km圏）外の乳幼児については、緊急時の避難の際に、薬剤師が安定ヨウ素剤の原薬（粉末）を水溶液に調剤し、配布します。</p>